

東京都入札監視委員会水道局事前審査運営要領

平成14年4月1日施行
(13水経契第403号)
平成18年1月11日改正
(17水経契第597号)
平成18年3月31日改正
(17水経契第774号)
平成20年4月18日改正
(20水経契第11号)
平成26年5月29日改正
(26水経契第153号)
平成27年3月31日改正
(26水経契第884号)
令和2年12月4日改正
(2水経契第355号)
令和7年9月26日改正
(7水経契第310号)

この要領は、水道局が発注した工事請負契約の事案について、入札及び契約等の過程並びに契約の内容に係る情報を公表又は通知した結果、その入札及び契約等の利害関係者（別表－1に掲げる利害関係者）のうち、公表内容又は通知の内容を不服とする者（以下「申立て者」という。）から苦情申立てがあった場合に、東京都入札監視委員会（以下「委員会」という。）への付議の可否について事前に審査するため、その運営及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

1 苦情申立て

(1) 苦情申立てができる者及び苦情申立ての範囲

ア 苦情申立てができる者

別表－1の「利害関係者」

イ 苦情申立ての範囲

別表－1の「苦情申立ての範囲」

(2) 適用対象となる発注金額等

ア 適用対象となる工事請負契約の事案は、予定価格が400万円を超える事案とする。

ただし、水道局の行為を秘密にする必要のあるものは除くものとする。

イ 政府調達に関する協定の対象となる工事については、「特定調達契約に係る苦情処理手続」（令和 7 年 8 月 29 日 7 財経総第 1191 号財務局長通知）に基づき行う。

(3) 苦情申立ての方法

苦情の申立者は、以下に掲げる期間内に、苦情申立てに係る事務処理を担当した部署（以下「契約事務担当部署」という。）に説明を求め、その説明に不服がある場合、申立書（別紙様式－ 1 ）により本局契約締結案件については経理部長、多摩水道改革推進本部契約締結案件については本部長、事業所契約締結案件については各事業所長に対して苦情申立てを行うことができるものとする。

苦情申立てに当たっては、申立ての根拠となる証拠及び記録書類等を申立書に添付するものとする。

ア 別表－ 1 のうち①ア(ア)、①イ、②ア(ア)及び②イに掲げる苦情にあつては、利害関係者が非採用の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内(東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第 10 号）第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）を除く。)

イ 別表－ 1 のうち①ア(イ)及び②ア(イ)に掲げる苦情にあつては、総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）

ウ 別表－ 1 のうち①ウ及び②ウに掲げる苦情にあつては、契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者が、その旨の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）

エ 別表－ 1 のうち①エに掲げる苦情にあつては、申立者が入札参加資格がないとの通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）

オ 別表－ 1 のうち②エに掲げる苦情にあつては、指名理由書を公表した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）

カ 別表－ 1 のうち③に掲げる苦情にあつては、見積結果（工事契約決定通知書）を公表した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）

2 苦情処理事前審査

(1) 苦情処理事前審査及び事業所審査

ア 申立書を受理した経理部長は、苦情申立てについて事前審査を行うものとする。

イ 申立書を受理した本部長及び事業所長は、苦情申立てについて事業所審査を行うものとする。

ウ 上記イによる審査の結果、再度契約担当者等に対して苦情申立てがあった場合は、苦情申立書は契約事務担当部署において受理し、事業所審査の結果を付して速やかに経理部長へ送付する。

経理部長は、送付された苦情申立てについて、上記アと同様に局の事前審査を行

う。

ただし、回答書を受理した申立者は、回答書を受理した日の翌日から起算して10日以内に、経理部長に対して、再度、書面により苦情を申し立てることができる。

エ 上記アからウまでの審査については、合議制による審議を経るものとし、その構成員は、契約事務担当部署（契約担当部長、契約担当課長及び契約担当の課長代理）及び工事起工担当者（起工担当部長、起工担当課長及び起工担当の課長代理）等とし、必要に応じて同一部内の他の者（部長及び課長職にある者）がこれにあたることのできるものとする。

ただし、苦情申立ての対象となっている申立て事項に直接関与する者は、当該苦情に係る審議に参加することはできない。

(2) 事前審査の方法

ア 事前審査は、苦情申立ての回答書（別紙様式－2）案、申立書及び関係資料等に基づき行うものとする。

イ 事前審査では、必要に応じて苦情申立者並びに苦情申立てを受けた部署及び関係部署の職員から事情聴取することのできるものとする。

(3) 事業所審査の方法

事業所審査は上記(2)と同様に行う。

(4) 審査結果の回答

審査の結果は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書（別紙様式－2）により申立者に回答する。ただし、苦情件数が多数に上る等事務処理上回答が困難であるなど、合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できるものとする。

(5) 苦情申立ての却下

ア 契約担当者等は、次の場合には苦情申立てを却下することができる。

(ア) 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合

(イ) 契約事務担当者部署の説明を受ける前に申立てが行われた場合

(ウ) 当該入札・契約等と無関係な場合

(エ) 軽微な、又は無意味な場合

(オ) 利害関係者からの申立てでない場合

(カ) 委員会による検討が適当でない場合

(キ) 客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる場合

(ク) 苦情申立ての根拠となる証拠及び記録書類等が不備又は適正でない場合

(ク) その他(ア)から(ク)までに類するもの

イ 苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書により行う。

3 委員会への検討依頼及び検討結果の公表

(1) 委員会への検討依頼

ア 事前審査の結果、2(4)の回答書を受理した申立者で、回答書による説明に対して不服があるものは、回答書を受理した日の翌日から起算して10日以内に、経理部長に対して、再度、書面（申立書又は任意の様式による書面）により苦情を申し立てることができる。

イ 再度苦情申立てを受けた場合、経理部長は、委員会に対し、速やかに検討を依頼する。

(2) 委員会への提出資料

委員会へ提出する資料は、議案（別紙様式－3）並びに申立者からの苦情申立書類、当該申立てに係る契約関係資料一式及び参考資料とする。

(3) 委員会への苦情申立ての却下

経理部長は、次の各号に掲げる事項について、委員会への苦情申立てを却下することができる。この場合、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書によりその旨を通知する。

ア 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われたもの

イ 苦情申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの

ウ 苦情申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

エ その他、上記2（5）ア（ア）から（ク）までに類するもの

(4) 検討結果の通知

経理部長は、委員会における検討結果を踏まえたうえで、委員会からの意見書を受理した日の翌日から起算して10日以内に、申立者に結果を回答する。

(5) 入札手続の執行

苦情の申立ては、原則として、入札・契約手続の執行及び工事の施行を妨げるものではない。

(6) 苦情処理結果の公表

経理部長は、申立者に回答を行ったときには、その概要（別紙様式－4）等を閲覧

の方法により公表するものとする。

4 苦情申立てについての周知等

苦情申立てができる旨の周知は次により行う。ただし、周知は本取扱いにおける対象工事に係るものに限るものとする。

(1) 総合評価方式及び技術提案型競争入札方式による一般競争入札又は希望制指名競争入札にあっては、技術資料作成要領又は技術資料の提出を求める際に配布する資料等に、別表－１のうち①ア(ア)及び(イ)、①イ、②ア(ア)及び(イ)、②イに掲げる苦情申立てができる旨を明記する。

(2) 低入札価格調査方式の場合にあっては、別表－１のうち①ウ及び②ウに掲げる申立てができる旨を工事発注予定表等に明記することにより周知する。

(3) その他入札にあっては、別表－１のうち①エ、②エに掲げる申立てができる旨を公告、工事発注予定表等に明記することにより周知する。

(4) 随意契約にあっては、別表－１のうち③に掲げる苦情申立てができる旨を見積結果（工事契約決定通知書）の公表の際に明記すること等により周知する。

附 則

１ 本要領は、平成１４年４月１日から施行する。

２ 本要領のうち、１(３)キ、４(５)及び別表－１のうち④の規定については、工事成績評価に係る通知の実施の日から施行する。

附 則

本要領は、平成１８年１月１１日から施行する。

附 則

本要領は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

本要領は、平成２０年５月１５日から施行する。

附 則

本要領は、平成２６年５月２９日から施行する。

附 則

本要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

本要領は、令和２年１２月７日から施行する。

附 則

本要領は、令和 7 年 9 月 26 日から施行する。

(別表－ 1)

種 別		利害関係者	苦情中立て の範囲
①一般競争入札	ア 総合評価方式の場合	(ア) 技術提案型総合評価方式において、技術資料を提出した者のうち、局（所）から技術提案非採用の通知を受理した者 (イ) 総合評価方式における非落札者	非採用理由 非落札理由
	イ 技術提案型競争入札方式の場合	技術資料を提出した者のうち、局（所）から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
	ウ 低入札価格調査方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
	エ その他全般	入札参加資格がないと判断された当事者	入札参加資格がないと判断された理由
②希望制指名競争入札	ア 総合評価方式の場合	(ア) 技術提案型総合評価方式において、技術資料を提出した者のうち、局（所）から技術提案非採用の通知を受理した者 (イ) 総合評価方式における非落札者	非採用理由 非落札理由
	イ 技術提案型競争入札方式の場合	技術資料を提出した者のうち、局（所）から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
	ウ 低入札価格調査方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
	エ 通常の指名競争入札の場合	当該入札参加を希望したにもかかわらず、指名されなかった者	非指名理由
③随意契約 地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号から同第 8 号による場合		当該契約と同一の工事種別、等級に対応する入札参加資格を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった者で当該契約を履行できることを証明できる者	当該契約の相手方として選定されなかった理由

申 立 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

契約担当者 殿

(申立者の住所・商号・氏名等)

〒○○○-○○○○

東京都○○区(市)○○町○-○-○

TEL ○○○○○○○○○

商号又は名称 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○

- 1 申立ての対象となる工事名
工事名 ○○○○○工事
- 2 不服のある事項
- 3 2の主張の根拠となる事項

回 答 書

○ 年 ○ 月 ○ 日

(申立者の商号・氏名等)

商号又は名称 ○○○○○

代表者氏名 ○○○○○ 殿

契約担当者

印

1 申立ての対象となる工事名
工事名 ○○○○○工事

2 不服のある事項

3 2の主張に対する回答

東京都入札監視委員会苦情処理 議案

開催日	〇〇年〇〇月〇〇日（〇）	議案番号	
区分	入札・契約、その他		
所管部署	〇〇〇局 〇〇〇部（所）		
施工業種		等級	
件名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇新築工事		
場所			
概要			
工期	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日		
契約者	〇〇〇〇建設株式会社 （東京都〇〇〇区（市、町、村））		
契約金額			

苦情申立者	〇〇〇〇建設株式会社 (東京都〇〇〇区(市、町、村))
不服のある事項	
主張の根拠	
事前審査の経緯	

(備考)	
------	--

東京都入札監視委員会苦情処理 議事概要

開催日及び場所		〇〇年〇〇月〇〇日（〇） 〇〇会議室			
委 員		〇〇 〇〇、〇〇 〇〇、〇〇 〇〇 〇〇 〇〇、〇〇 〇〇			
審議対象期間		〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日			
苦情対象案件計		〇〇件		(備考)	
	一般競争	〇件			
	指名競争	〇件			
	随意契約	〇件			
苦情申 立概要	No.	申立日	件 名	契約方式	内 容 等
	①	〇.〇.〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇改築工事	一般 競争	
	②	〇.〇.〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇建設工事	指名 競争	
	③	〇.〇.〇	〇〇〇〇〇〇〇〇ガス工事	随意 契約	
委員か らの意 見・質問 、それに 対する 回答等	意見・質問			回 答	
委員会 におけ る検討 結果					